

令和 7 年度生活相談事業実施要項

1 目的

教職員が抱えている法律に関する諸問題の解決のため、秋田弁護士会が実施する法律相談に係る費用を負担することにより、早期解決と仕事に専念できる環境づくりを図る。

2 実施主体

公立学校共済組合秋田支部

3 補助対象者

公立学校共済組合秋田支部の組合員及びその被扶養者

4 補助対象

補助対象となる相談事業は、秋田弁護士会で実施している法律相談に限る。

5 補助の内容

秋田弁護士会の実施する法律相談を利用した場合に、その相談料を補助する。（注：相談は1回30分以内。事件の依頼は自己負担とする。）

6 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7 補助額

1回あたり5,500円（消費税込み）

8 実施方法

- ・相談を受けようとする組合員およびその被扶養者（以下「相談者」という。）は秋田弁護士会へ申し込みをする。
- ・秋田弁護士会は日程等調整し、相談者へ面談日時と相談場所を通知する。
- ・相談者は面談当日、生活相談利用券を持参し、次のいずれかを提示して面談を受ける。
 - 一 「マイナポータル」の資格情報画面
 - 二 「資格確認証」
 - 三 「共済組合員証」（令和7年12月1日まで）
- ・秋田支部は秋田弁護士会からの請求書（別紙実施内訳書・利用券添付）により実績を確認し、補助額を秋田弁護士会に支払う。

※利用券は広報誌はぴらいふ（7月、11月、3月発行）に掲載の利用券を切り取って持参するか、公立学校共済秋田支部ホームページ内の組合員専用ページに掲載の利用券をカラー印刷して持参してください。